

外国人旅行者の方へ

ご注意ください！



本日購入された「消費税免税物品」については、次のように法令で定められていますので、必ずお守りください。

1. 携帯して出国してください。

- ・ 出国前に他人に譲渡してはいけません。
- ・ 別送する場合には、事前に税関での手続が必要です。
- ・ 出国の際に携帯していなかったときは、消費税が徴収されます。

2. 出国の際には、「購入した免税物品」とパスポートに貼付した「輸出免税物品購入記録票」を税関に提示してください。

- ・ スーツケースなどに入れて「機内預け」とする場合には、航空会社へ預ける前に必ず税関の確認を受けてください。



購入後



空港等



税関出国カウンター

購入物品の提示

パスポートの提示



税務署